

東京学芸大学国際教育センター規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成14年5月9日

東京学芸大学長

岡 本 靖 正

平成14年規程第13号

東京学芸大学国際教育センター規程の一部を改正する規程

東京学芸大学国際教育センター規程（昭和58年規程第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「海外子女教育（帰国児童生徒教育及び外国人児童生徒教育を含む。）」を「海外・帰国児童生徒教育，外国人児童生徒教育及び国際理解教育」に，「専門的な調査・研究」を「専門的な調査・研究・開発」に，「実際の調査研究」を「研究」に改める。

第2条中「及び外国人児童生徒教育部門」を「，外国人児童生徒教育部門及び国際理解教育部門」に改める。

附 則

この規程は，平成14年5月9日から施行し，平成14年4月1日から適用する。

東京学芸大学国際教育センター規程 新旧対照表 (抄)

現 行	改 正
〔省略〕 第1章 総則 (目的) 第1条 東京学芸大学国際教育センター（以下「センター」という。）は、<u>海外子女教育（帰国児童生徒教育及び外国人児童生徒教育を含む。）</u>に関し、<u>専門的な調査・研究を行うとともに、全国共同利用施設として、国立大学の教員その他の者で、この分野の</u><u>実際の調査研究</u>に従事する者の利用に供することを目的とする。 。（研究部門及び業務） 第2条 センターに、<u>海外・帰国児童生徒教育部門及び外国人児童生徒教育部門</u>を置き、次に掲げる業務を行う。 (1) 教育の内容、方法等の実際の調査研究及び開発 (2) 教員等に対する専門的研修 (3) 教育情報の収集と提供 (4) その他必要な業務 〔省略〕	〔省略〕 第1章 総則 (目的) 第1条 東京学芸大学国際教育センター（以下「センター」という。）は、<u>海外・帰国児童生徒教育、外国人児童生徒教育及び国際理解教育</u>に関し、<u>専門的な調査・研究・開発を行うとともに、全国共同利用施設として、国立大学の教員その他の者で、この分野の</u><u>研究</u>に従事する者の利用に供することを目的とする。 。（研究部門及び業務） 第2条 センターに、<u>海外・帰国児童生徒教育部門、外国人児童生徒教育部門及び国際理解教育部門</u>を置き、次に掲げる業務を行う。 (1) 教育の内容、方法等の実際の調査研究及び開発 (2) 教員等に対する専門的研修 (3) 教育情報の収集と提供 (4) その他必要な業務 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成14年5月9日から施行し、平成14年4月1日から適用する。</u>